

## 債務保証基本契約の承諾及び保証債務の履行請求権の委任に関する協定書

貸主 (以下「甲」という。)と川崎市住宅供給公社(以下「乙」という。)とは、川崎市居住支援制度(以下「支援制度」という。)の対象者が、川崎市の指定した取扱保証会社である東京都千代田区大手町2丁目1番1号全国保証株式会社(以下「全国保証」という。)と保証委託契約を締結した甲の所有する賃貸住宅(以下「住宅」という。)に入居するにあたり、当該住宅に係る賃料等の債務の履行保証を担保するため、全国保証と乙との間で締結した債務保証基本契約及び覚書(以下「基本契約等」という。)を承諾し、併せて、基本契約等に基づく保証債務の履行請求権を乙に委任することに関して、次のとおり協定する。

### (保証契約の承諾)

第1条 甲は、支援制度に基づき住宅に入居する者(以下「借借人」という。)の賃料等の債務を全国保証が有限保証するため、乙と全国保証との間で平成18年7月1日付けで締結した基本契約等を、借借人の賃料等に係る債務の保証契約として承諾するものとする。

2 前項の基本契約等の内容は、別添、債務保証基本契約書及び覚書のとおりとする。

### (債権の帰属)

第2条 前条に規定する保証契約に係る債権は、甲に帰属するものとする。

### (履行請求権の委任)

第3条 甲は、借借人の債務不履行に際し、第1条の基本契約等に基づいて、甲が全国保証に対して有する保証債務の請求に関する権限を、乙に委任するものとする。

### (費用等の負担)

第4条 甲は、本協定に基づく乙の事務処理に伴う費用等については、負担することを要しないものとする。

### (責務)

第5条 本協定による乙の責務は、第3条の規定に基づき第1条に規定する基本契約等に基づく債務履行請求権を行使して、全国保証による履行債務を甲へ引渡すことにある。ただし、保証債務が基本契約等の免責条項の規定に該当するときは、その責務は免責されるものとする。

2 前項に規定するもののほか、借借人の債務不履行の催告及び住宅の明渡し等の業務は甲の責務とする。

3 第1項本文に規定する債務履行請求権の行使の時期は、当該不履行債務に係る賃借人の住宅明渡し後とする。

(協定の効力)

第6条 本協定の効力は、賃借人と全国保証との債務の保証委託契約に基づく保証引受承諾書の交付により発生し、保証委託契約の終了又は解除により失効する。

(協定の適用)

第7条 甲が、複数の賃借人と賃貸借契約を締結する場合であっても、本協定は個別に適用されるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、全国保証にかかる取扱保証会社の指定を川崎市が解除するまでの期間とする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、本協定書に定めのない事項については、誠意をもって協議し、定めるものとする。

甲及び乙は、甲が賃借人の賃料等の債務を担保するための保証契約として、乙と全国保証との間で締結した基本契約等を承諾し、併せて基本契約等に基づく保証債務の履行請求権を乙に委任することに関し、上記のとおり協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとともに、乙は、本協定書の写しを全国保証に交付するものとする。

平成 年 月 日

(甲)承諾及び委任者 (貸主)

住所

氏名

印

(乙) 受任者

住所 川崎市

氏名 川崎市住宅供給公社

理事長

印